

令和6年度地域振興推進事業
「南薩4市連携事業」業務委託企画コンペ実施要領

1 事業の目的

南薩地域においては、広域連携による滞在型観光を推進しており、そのためには、南薩4市（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）の連携の強化が必須である。4市が一つになって、一つのイベント等を企画、実施することで連携の強化を図っていく。

2 業務の内容

別添「南薩4市連携事業」業務委託仕様書による。

3 委託期間

委託契約の締結日～令和7年2月3日（月）

4 企画コンペへの参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定に該当しない者であること。

5 参加申込方法

企画コンペへの応募について、別添「参加表明書」（様式1）を令和6年5月21日（火）午後5時までにファックス又は電子メールにより提出すること。

なお、送信後は必ず電話確認を行うこと。

6 提出書類等

(1) 応募書類

① 企画提案書（任意様式）

以下のア～ウの内容を含む提案とすること。

ア 企画案

別添「南薩4市連携事業」業務委託仕様書をふまえた以下の事項

- ・番組のテーマ、コンセプト及び構成案
- ・放送時間帯及び回数
- ・リポーター候補
- ・番組宣伝方法（テーマ、コンセプトをふまえたターゲットを意識し、広報媒体を提案すること。）
- ・その他、当事業の目的を達成するための効果的な追加提案があれば提案すること

イ 事業実施スケジュール

ウ 類似業務実績

② 見積書（任意様式）

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、すべての費用を積算すること。

なお、提案にあたっては6,215千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として積算すること。

また、見積書作成にあたっては、業務を実施するために必要な全ての経費に

ついて可能な限り項目を細分化し、具体的に記載すること。

- ③ 事業実施体制(任意様式)
本件事業を実施する体制を示すこと。
本業務の実施体制(各スタッフの役割)についても記載すること。
- ④ 法人の概要書(任意様式)
代表者, 所在地, 事業内容, 役員, 連絡先等を記載すること。
- ⑤ 質問書(様式2)
本件事業に関する事項の質疑は, 別添「質問書」により, F A X又はメールにて受け付ける。
なお, 送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
ア 質問書の提出期限は令和6年5月15日(水)午後3時とし, 以下「12 連絡・提出先」の連絡先あてF A X又はメールにて提出すること。
イ 回答は質問者に対してメールで行うとともに, 県のホームページにも随時掲載し, 最終回答は令和6年5月17日(金)午後3時までに行う。
- ⑥ 誓約書及び役員名簿(様式3)
上記4-(3)について, 鹿児島県警察本部に照会するために使用する。
なお, 鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

(2) 応募書類についての留意事項

- ① 応募書類はA4サイズ, 横書きとする。
- ② 応募書類の提出は1社1提案とする。
- ③ 応募書類の作成及び提出にかかる費用等, 応募に要する全ての経費は応募者の負担とする。
- ④ 提出された応募書類については返還しない。
- ⑤ 必要により, 追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- ⑥ 応募書類は, 受託者選定作業等必要な範囲において複製することがある。
- ⑦ 採用された応募書類の使用権は, 鹿児島県に帰属する。
- ⑧ 選定した提案内容については, 行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は, 当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては, 開示対象となる場合がある。

7 応募書類の提出等

- (1) 提出期限: **令和6年5月31日(金)午後5時必着**
- (2) 提出場所: 以下「12 連絡・提出先」記載の連絡先
※ 持参または郵送による。ただし, 郵送の場合は提出期限内に到着すること。
- (3) 提出書類: 6-(1)に定める書類のうちの①~④(又は①~④及び⑥)
- (4) 提出部数: 7部

8 事業実施後の成果品

- (1) 委託業務終了届
- (2) 業務報告書(業務の取組内容, 視聴率等取組結果を記録したもの)
- (3) 番組を録画したDVD1枚
- (4) その他, 南薩地域振興局総務企画部と受託者が協議の上必要と判断したもの

9 選考・決定(委託契約)方法

- (1) 応募のあった提案については, 鹿児島県南薩地域振興局総務企画部に設置する企画提案選定委員会において, 書類審査により, 事業者を選定することとし, 選定結果は提出者全員に通知する。
委託契約については, 原則として第一位選定者とするが, 委託に関して必要な

協議が合意に至らない場合、または、提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

- (2) 応募が1事業者のみであった場合、又は審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議の結果決定する。
- (3) プレゼンテーション等は予定していない。

10 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に掲げる観点について、審査に際し、別に定めるものとする。

- (1) 事業の趣旨、内容に添った企画提案書であること。
- (2) 事業実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。
- (3) 必要経費が適正に計上されていること。

11 その他

- (1) 企画提案書を提出しなかった場合や、提出期限までに企画書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画コンペに参加できない。
- (2) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。
- (3) 選定にあたっては、提案された内容を総合評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 実施に際し、この仕様書に定めのない事項については、南薩地域振興局総務企画部と協議の上、決定するものとする。

12 連絡・提出先

〒897-0031 鹿児島県南さつま市加世田東本町8番地13
鹿児島県南薩地域振興局総務企画部総務企画課 担当：柳田
TEL：0993-52-1307 FAX：0993-52-1319
メールアドレス：minami-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

※ 連絡の際の件名は「南薩4市連携事業企画提案について（※法人名）」としてください。